

# 島根県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月1日

島根県公表

## はじめに

- (1) 本計画は、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第12条の3の4に規定する「飼養衛生管理指導等計画」を定めるものである。
- (2) 本計画の期間は、令和3年度から令和5年度とする。
- (3) 本計画は、農林水産大臣が定める「飼養衛生管理指導等指針」が変更された場合や、県内における状況の変化があった場合など、必要に応じて改定する。

## 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

### I 島根県の畜産業の現状

#### 1 家畜の飼養状況（令和2年2月1日現在）

畜種	戸数	頭羽数
肉用牛	858	31,600
乳用牛	96	11,344
豚	8	40,232
採卵鶏	20	804,000
肉用鶏	3	337,000
馬	26	104

#### 2 特徴

##### (1) 肉用牛

9頭以下の小規模農家が640戸で75%と多数を占めるが、飼養頭数は200頭以上の大規模経営22戸で、63%を飼養している。

飼養戸数の減少は続いているが、大規模経営体や意欲のある担い手の規模拡大により、飼養頭数は増加している。（H27:1,057戸、30,525頭）

##### (2) 乳用牛

50頭未満の小規模農家が71戸で74%と多数を占めるが、飼養頭数は6戸のメガファーム（年間生産乳量3,000t以上）が搾乳牛全体の53%（5,992頭）を飼養している。

##### (3) 豚

小規模農家の廃業が進み、7戸の法人経営が飼養の大宗を占めており、1戸当たりの飼養頭数は、全国4位と大規模化が進んでいる。

##### (4) 採卵鶏

飼養羽数が最大の農場でも30万羽程度で、他県に比べると規模が小さいが、全ての農場が生産だけでなく、パック詰めから販売まで行っているのが特徴であり、県内の鶏卵消費量の約80%を自県産で賄っている。

##### (5) 肉用鶏

県内に食鳥処理場が無く、隣県に出荷する2戸の大規模農場が生産の大宗を占めている。

(6) 馬

畜産業としては、隠岐で販売を目的とした馬が飼養されているだけで、他は乗馬用や愛玩用である。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 概要

平成 22 年に安来の採卵養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生した以降、県内において特定家畜伝染病は確認されていない。

監視伝染病については、牛伝染性リンパ腫や豚丹毒が断続的に発生しているほか、牛ウイルス性下痢やヨーネ病が摘発されている。

2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾病の発生状況 ※括弧内は H29～R2 年の発生頭羽数	家畜衛生上の課題
牛	○ヨーネ病 ・過去の発生農場での散発的な発生（1） ・導入時検査における摘発（1）	・発生農場の清浄性化（続発防止） ・新規の侵入防止対策（導入時検査の徹底）
	○牛伝染性リンパ腫 ・断続的に発生し、近年やや増加傾向（71）	・乳用牛中心であった発生が、肉用牛でも散見 ・感染よりも発症を抑制する対策 ・経済性を考慮した清浄化対策の確立、実施
	○牛ウイルス性下痢 ・導入時検査における摘発（7）	・持続感染牛の摘発（導入時検査の徹底）
豚	○豚丹毒 ・各農場の出荷豚でと場摘発（関節炎型）され、年々増加（149）	・農場での適切なワクチン接種と治療によるコントロール
	○豚流行性下痢（PED） ・県内では未発生	・導入豚の隔離観察の徹底
	○豚熱、アフリカ豚熱（CSF、ASF） ・県内では未発生	・農場での侵入防止対策の徹底 ・野生イノシシ対策の強化 ・飼養豚、野生イノシシのサーベイランスの強化 ・異常豚の通報の徹底
鶏	○鳥インフルエンザ（HPAI、LPAI） ・平成 22 年度以降、未発生	・農場での侵入防止対策の徹底 ・養鶏場での適切なモニタリング検査 ・異常鶏の通報の徹底

	○ 鶏痘、鶏伝染性喉頭気管炎等 ・散発 (18)	・農場毎に適切なワクチネーションの実施
蜜蜂	○ アカリダニ症、バロア症 ・日本蜜蜂において散発	・日本蜜蜂の飼養者への疾病対策（適切な薬剤の使用等）情報の提供

### 3 各主体における役割

#### (1) 農畜産課

- ① 県内での特定家畜伝染病発生時の危機管理体制を維持・強化するため、県内部組織や県域の関係機関・団体、関係企業、自衛隊、警察との連絡調整
- ② 関係機関・団体、生産者への効率的な情報の提供
- ③ 飼養衛生管理基準の効率的な指導體制の構築
- ④ 各地域における疾病の発生状況と衛生対策を把握し、県全体での取り組みを検討
- ⑤ 産業動物分野の獣医師確保対策の強化

#### (2) 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）

- ① 特定家畜伝染病の発生に備えた農場毎の防疫計画の作成・更新
- ② 小規模農家への飼養衛生管理基準の効率的な指導方法の検討（特に牛農場）
- ③ 市町村や地域の関係機関・団体との連携強化（役割の周知・徹底）
- ④ 家畜防疫員の病性鑑定技術の向上

#### (3) 家畜の所有者や管理者（以下「生産者」という。）

- ① 家畜衛生に関する知識・技術の習得と飼養衛生管理基準の遵守

#### (4) 市町村

- ① 「特定家畜伝染病防疫指針」に定める市町村の役割（県が行う取組への協力、家畜の所有者が行う取組に対する支援など）の認識と対策の積極的な実施

#### (5) 関係機関・団体および産業動物獣医師

- ① 「特定家畜伝染病防疫指針」に定める役割（消毒等の病原体の拡散を防止するための措置、県が行う取組への協力など）の認識と対策の積極的な実施
- ② 県から提供された情報を、所属する生産者への伝達
- ③ 農家に立ち入る際の消毒や衣服の交換等の衛生対策の徹底

## Ⅲ 指導等の実施方針及び実施方法

### 1 情報共有体制の強化

農畜産課及び家保は、関係機関・団体を經由した情報提供のほか、メーリングリスト等を活用して生産者に直接情報を伝える体制を強化する。

### 2 生産者への飼養衛生管理の指導

#### (1) 定期報告

家畜の所有者は、毎年、法第12条の4に規定される飼養衛生管理基準の遵守状況を家保に報告する。家保は、定期報告を基本情報として立入検査等を実施する。

## (2) 立入検査

家保は、本計画の期間中少なくとも1回全戸の立入検査を実施する。立入検査にあたっては、200頭以上を飼養する大規模農場や地域の中核的農場（地域内で飼養頭数が多い農場、地域の人工授精業務を担う農場、生産者組合の役員農場等）及び新規就農農場等（以下「優先対象農場」という）を先んじて実施する。

飼養衛生管理基準の遵守に不備が認められる場合は、改善するよう口頭で指導する。

口頭指導に応じない場合は、法第12条の5及び第12条の6の指導、助言ならびに勧告、命令する。

## (3) 研修会等の実施

畜種別に飼養衛生管理に関わる研修会を開催するとともに、地域の担い手農場等での集合指導会等により、効率的かつ効果的な指導を実施する。

## (4) セルフチェックの活用

立入検査結果等を踏まえ、飼養衛生管理基準の中で特に遵守が必要な事項や不備が多い事項等を整理し、これらの事項のセルフチェックを定期的に生産者へ働きかける。

## 3 美味しまね認証（県版畜産GAP）の取得推進

県は、各種法令遵守のほか、生産工程管理による生産性の向上や経営改善を進めるため、美味しまね認証の取得を支援する。

## 4 野生動物対策の強化

県及び関係機関・団体、市町村は、農場への野生動物の侵入を防止するため、生産者に対して、衛生管理区域周囲の除草や消毒、畜舎や飼料庫、堆肥舎等への防護柵・ネットの設置を指導する。

野生動物対策を総合的に進めるため、畜産関係団体と野生動物関係団体（猟友会、森林組合等）による家畜衛生協議会を立ち上げる。

県は、家畜衛生協議会の協力のもと、国が求める野生イノシシの豚熱サーベイランスや野鳥のHPAI検査等を実施する。

## 5 獣医師確保対策の強化

県は、産業動物分野の獣医師を確保するため、農業共済組合や民間診療施設、大型農場等を連携した取組みを推進する。

## 6 関係機関との役割分担

農畜産課および家保は、市町村等関係機関に対して特定家畜伝染病防疫指針に定める役割を改めて周知するとともに、各地域において平常時における指導や家畜伝染病発生時の対応などの役割分担による体制を構築（強化）する。

## 第二章 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

### I 実施方針

#### 1 発生予察（サーベイランス）

牛の異常産ウイルスやブルセラ症など、国内全域で発生を予察する疾病の全国的サーベイランスのほか、県内や中国ブロック内での疾病の発生状況を踏まえて独自に実施する地域的サーベイランスの実施計画を毎年作成し、次年度実施するサーベイランスの時期と地域、検査対象と方法を3月末に公表する。（参考1参照）

#### 2 発生予防

県外から家畜を導入する際には、牛のヨーネ病や豚のオーエスキー病など、県内での発生を予防するため、導入家畜の着地検査を行う。

また、ヨーネ病は、乳牛及び肉牛（繁殖）にあっては、5年に1回全農場の検査を行う。

なお、対象疾病と実施計画を毎年作成し、サーベイランスとあわせて公表する。

#### 3 病性鑑定

農場で発生した異常畜の病性鑑定を迅速に実施することで、家畜伝染病を早期に発見し、適切なまん延防止措置を実施する。

また、家きんのニューカッスル病など、発生を予防するためにワクチンを接種している疾病について、必要に応じてその効果を判定する抗体検査等を実施する。

#### 4 収集した情報の提供

サーベイランスや病性鑑定の結果を分析し、生産者や関係機関に適時、情報提供して予防対策を啓発する。

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	実施の方法	実施する目安の地域 時期等
肉用牛・ 乳用牛 (めん 羊・山 羊)	(1)家畜の所有者の責務 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底 (3)記録の作成及び保管 (4)衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒 (5)衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用 (6)衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 (7)衛生管理区域に持ち込む際の物品の措置 (8)家畜を導入する際の健康観察	①優先対象農場に対して家保が立入検査、現地指導 ②遵守率が低い項目とその対策を整理 ③研修会、集合指導会の開催 ④②の項目について優先対象農場以外の農場がセルフチェック ⑤未遵守が多い農場から家保が立入検査、現地指導 ⑥遵守状況が著しく悪い農場に対する指導・助言・勧告・命令  ※(4)、(5)、(6)に関しては、消費・安全対策交付金の活用も含めて指導	県内 全域  【令和3年度】 ・4～10月 ①、②の実施 ・11～3月 ③、④の実施 【令和4、5年度】 ・4～10月 ⑤、⑥の実施
豚 (いのし し)	(1)家畜の所有者の責務 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底 (3)記録の作成及び保管 (4)衛生管理区域への野生動物侵入防止 (5)畜舎に立ち入る者の手指消毒 (6)畜舎ごとの専用衣服及び靴の使用 (7)野生動物の侵入を防止するネット等の設置 (8)衛生管理区域から退出する者の手指消毒 (9)衛生管理区域から退出する車両の消毒	①家保による全戸立入検査 ②立入検査結果を受けて研修会を開催 ③遵守率が低い項目とその対策を整理 ④遵守状況が著しく悪い農場に対する指導・助言・勧告・命令  ※(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)に関しては、消費・安全対策交付金の活用も含め指導	浜田市 江津市 飯南町 (ほか)  【令和3年度】 ・4～10月 ①、②の実施 ・11～3月 ③、④の実施 【令和4、5年度】 ・4～10月 ①、④の実施

	(10)衛生管理区域から搬出する物品の消毒			
鶏 (あひる、きじ、だちよう等)	(1)家畜の所有者の責務 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底 (3)記録の作成及び保管 (4)畜舎に立ち入る者の手指消毒 (5)畜舎ごとの専用衣服及び靴の使用 (6)野生動物の侵入を防止するネット等の設置 (7)衛生管理区域から退出する者の手指消毒 (8)衛生管理区域から退出する車両の消毒 (9)衛生管理区域から搬出する物品の消毒	①令和2年度のHPAI発生農場で遵守状況が悪かった項目の全戸セルフチェック(小規模飼養者を含む) ②100羽以上飼養農場に家保が立入検査 ③立入検査結果を受けて研修会を開催 ④遵守状況が著しく悪い小規模飼養者に対する指導・助言・勧告・命令  ※令和2年度段階で、100羽以上飼養農場は全ての項目を遵守  ※(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)に関しては、消費・安全対策交付金の活用も含め指導	県内 全域	【令和3年度】 ・9～11月 ①～④の実施 【令和4、5年度】 ・4～9月 ④の実施 ・9～11月 ①～②、④の実施
馬	(1)家畜の所有者の責務 (2)飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3)記録の作成及び保管 (4)衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (5)衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	①家保による全戸立入検査 ②遵守率が低い項目とその対策を整理 ③遵守状況が著しく悪い農場に対する指導・助言・勧告・命令  ※(4)、(5)に関しては、消費・安全対策交付金の活用も含め指導	隠岐島 前地域 出雲市 浜田市 (ほか)	【令和3年度】 ・4～10月 ①～③の実施 【令和4、5年度】 ・4～10月 ③の実施

## 2 各年度の優先実施事項

### (1) 肉用牛・乳用牛(めん羊及び山羊)

肉用牛及び乳用牛農家は、小規模個人経営が多く、各種法令に対する認識が不足する傾向がうかがわれ、他の畜種に比べて飼養衛生管理基準の遵守率が低い状況にある。

小規模経営に対しては、管理事項に優先順をつけ、メリハリのある指導を行うことが効果的と考えられることから、令和3年度にはまず、優先対象農場に家保が立入検査を実施し、その結果から特に遵守が必要と考えられる事項と有効な対策を整理する。

整理した事項を踏まえて、小規模農家等を対象とした、研修会や集合現地指導会、関係



機関・団体による指導等を行う。

なお、各農場における防疫対策の具体的な手順を記載したマニュアル作成が義務付けられたことから、優先対象農場での作成を進める。

また、美味しまね認証の取得に取り組む農場を指導するとともに、令和4年度からの取得増加に対応できる支援体制を構築する。

令和4年度には、令和3年度を取組を踏まえたセルフチェック表を作成し、全戸でセルフチェックを実施してもらい、その結果に基づき優先して指導する必要がある小規模農家から順に立入検査を開始し、令和5年度末までに全戸を終了する。

また、優先対象農場に美味しまね認証の取得を誘導するため、畜産技術センターでの実証展示や研修会、現地指導等を実施する。

## (2) 豚 (いのしし)

豚熱の感染が拡大する中で、衛生管理の徹底が求められていることから、令和3年度には家保が全戸を立入検査し、特に野生動物の侵入防止対策（農場周囲のイノシシ防護柵や畜舎や堆肥舎への防鳥ネットの設置、破損箇所の修繕等）の100%遵守を達成する。

また、各農場における防疫対策の具体的な手順を記載したマニュアル作成を行う。

令和4年度、5年度においても、全戸立入検査を実施し、令和3年度に作成したマニュアルの実施状況を確認するとともに、必要に応じて従業員を対象とした衛生管理・危機管理研修会を開催する。

全戸に美味しまね認証の取得を誘導するため、研修会、現地指導等を実施する。

## (3) 鶏及びその他の家きん

令和3年度には、島根県養鶏協会と連携して令和2年度のHPAIの発生を踏まえた防疫研修会を開催する。

その上で、100羽以上飼養する農場に対しては家保が全戸立入検査を行うとともに、各農場における防疫対策の具体的な手順を記載したマニュアル作成を行う。特に、養鶏協会会員農場については、年度内に美味しまね認証の取得（ゴールドへの移行）ができるよう指導する。

小規模飼育者については、令和2年度のHPAI発生農場で不備が多かった事項についてのセルフチェックに基づき、必要に応じて立入指導を行う。

令和4年度、5年度についても、セルフチェックと立入指導を組み合わせ、効率的な指導を実施する。

養鶏協会会員農場以外の美味しまね認証の取得を推進する。

## (4) 馬

多くの農場が観光牧場であり、不特定多数の者が衛生管理区域内に入場することを踏まえ、令和3年度には、各家保が全戸立入検査を実施し、特に人を介した病原体の侵入防止対策の徹底を指導するとともに、各農場における防疫対策の具体的な手順を記載したマニュアル作成を行う。

令和4年度、5年度は、令和3年度に作成したマニュアルの実施状況を確認するとともに、必要に応じて従業員を対象とした衛生管理・危機管理研修会を開催する。

## II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

### (1) 情報提供、連絡または製の整理

家保は、小規模農家を含むすべての生産者に対して、県からの家畜衛生情報を適時受け取ることができる通信環境（メールまたはFAX等）を整えるよう指導する。

### (2) 焼却地の確保

家保及び農畜産課は、所有する家畜に家畜伝染病が発生した場合に必要な焼却地の確保は家畜の所有者の責務であることを改めて指導する。

## 第四章 家畜の所有者又は生産者団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

### I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

#### 1 農場 HACCP の取得

県は、自ら農場 HACCP の取得に取り組む生産者に対して、必要に応じて技術的助言を行う。なお、県としては、美味しまね認証の取得を推進、支援する。（第一章のⅢの3）

#### 2 自衛防疫体制の維持・強化

##### (1) 研修会等の支援

県は、家畜の所有者やその組織する団体が企画する研修会や講習会へ、職員や専門家等を派遣し、自主的な取組を啓発する。

##### (2) ワクチン接種の推進

県は、家畜の所有者や自衛防疫団体が行うワクチン接種について、その効果判定やワクチン接種プログラムの見直し等を支援することで、接種の徹底と拡大を推進する。

##### (3) 導入家畜の検査の推進

県は、家畜の所有者や生産者団体が導入家畜の検査を自主的に行うよう励行するとともに、その検査結果が判明するまでの間の隔離飼育等を指導する。

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 都道府県の体制整備に関する方針

#### 1 獣医師の確保

獣医系大学生を対象とした奨学金の支給やインターンシップの実施に加え、獣医系大学生と本県の結びつきを深めるため、獣医系私立大学の臨床実習の受け入れや共同研究の強化（県内農場のマッチングや調査のサポート等）を農業共済組合や民間診療所、県内の農業高校や大型農場と連携して推進する。

また、退職獣医師の再雇用や雇上げを強化するとともに、家畜保健衛生業務のスマート化を推進する。

なお、獣医師の独占業務に関する規制が緩和（一定の知識と技術があれば、獣医師の指示

の下で診療の補助行為（採血、経口による投薬、採尿等）が実施できる）されれば、家畜保健衛生所の業務の約2割が補完できることから、規制緩和や中国地方知事会等幅広いチャンネルで国に要請する。

## 2 家畜防疫員の育成

国が開催する家畜衛生講習会等を活用して、家畜防疫員の家畜衛生に関する知識・技術の習得を図るとともに、家畜衛生以外の知識・技術（飼養管理や飼料生産、農業経営、環境対策、補助事業等）を含めた総合的な指導力を養うため、生産振興・農業経営・環境部局等と連携した研修の機会を確保する。

## II 飼養衛生管理者の選任、研修等に関する方針

### 1 飼養衛生管理者の選任

- (1) 家保は、家畜の所有者に対し、農場ごと（衛生管理区域ごと）にその衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導する。ただし、複数の衛生管理区域を一人で管理しても飼養衛生管理に支障がないと判断される場合はこの限りでない。
- (2) 家保は、飼養衛生管理者の選任状況を毎年の定期報告により把握し、選任が適当でないと判断された場合（居住地が著しく遠方にある、複数の衛生管理区域を一人で管理することが難しい等）は、選任を見直すよう家畜の飼養者に指導する。
- (3) 家畜の所有者は、飼養衛生管理者を変更する場合は、速やかに変更後の飼養衛生管理者を家保に報告する。

### 2 飼養衛生管理者に対する研修

県は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識や技術を習得できるよう、次の①から④の事項に関する研修会を必要に応じて開催する。

また、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者を当該研修に参加させるよう指導する。

- ① 海外及び国内における家畜の伝染性疾病の発生の状況・動向
- ② 飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容
- ③ 指導計画の内容
- ④ その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項

### 3 飼養衛生管理者に対する情報提供

- (1) 農畜産課及び家保は、メールや FAX、県ホームページを活用して次の①から⑦の情報を飼養衛生管理者に提供する。

- ① 国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況
- ② 家畜伝染病の予防に関する最新の科学的知見に関する事項
- ③ 研修会の開催情報や研修内容に関する事項
- ④ 家畜疾病のサーベイランス・モニタリングや家畜伝染病の発生状況に関する事項
- ⑤ 飼養衛生管理基準の遵守状況や指導に関する事項

- ⑥ 家畜伝染病の発生時又は野生動物における確認時の法に基づく制限等に関する事項
  - ⑦ 緊急の飼養衛生管理に係る調査、注意喚起又は指導に関する事項
- (2) また、外国人従業員に対しては外国語による資料の提供に努める。

### Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

#### 1 定期の報告および立入検査等のスケジュール

- (1) 家畜の所有者は、法第12条の4第1項の報告について、牛、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者にあつては毎年4月15日までに、鶏、あひる、きじ、だちようの所有者にあつては毎年6月15日までに、国が定める様式により家保へ報告する。
- (2) 家保は、次の①から③の家畜の飼養農場に対しては、原則としてそれぞれに定める期間内に立入検査を実施する。
  - ① 100羽以上家きんを飼養する農場：9月～11月
  - ② 豚またはいのししを飼養する農場：4月～10月
  - ③ 肉用牛・酪農の優先対象農場、めん羊または山羊を飼養する農場：4月～10月
- (3) 家保は、(1)の家畜の所有者からの報告および立入検査の結果から、管内の家畜の飼養状況を取りまとめ、国が定める様式により7月1日までに農畜産課に報告する。
- (4) 農畜産課は、各家保から報告を取りまとめ、7月31日までに国へ報告する。

#### 2 飼養衛生管理基準に関する指導

- (1) 家畜の所有者が家保の立入検査を拒否する場合や口頭指導に応じない場合に、家保は、法第12条の5に基づき指導及び助言を実施し、その状況を農畜産課と共有する。  
なおも状況が改善されない場合においては、家保は農畜産課と協議の上で、第12条の6に基づき勧告及び命令を行う。
- (2) 農畜産課は、法第12条の5及び6に基づく助言等の実施状況について、国が定める様式により4半期ごとに国へ報告する。

#### 3 命令違反者の公表

- 農畜産課は、家畜の所有者が法第12条の6第2項及び第34条の2第2項による命令に応じない場合は、県ホームページ等により命令違反者を公表する。  
また、命令違反者を公表した場合は、速やかに国へ報告する。

## 第六章 その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

### I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

#### 1 協議会等を活用した取組

(1) 県内において、家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置を円滑に実施するため、市町村、関係団体等と「島根県家畜衛生連絡協議会」を設置する。

県協議会では、次の事項を協議、共有し、構成組織が相互に連携して必要な取組を実施するものとする。

##### ① 平常時の協議事項

- ・飼養衛生管理基準の遵守に関する事項
- ・飼養衛生管理者に向けた研修会に関する事項
- ・焼埋却地の確保に関する事項
- ・家畜伝染病発生時の人員及び資材の確保に関する事項
- ・消毒ポイントの設置に関する事項
- ・野生動物における疾病の浸潤状況調査及びまん延防止対策に関する事項
- ・慢性疾病対策に関する事項

##### ② 家畜伝染病発生時の協議事項

- ・防疫措置（殺処分、焼埋却、移動制限等）の実施に係る事項
- ・疫学調査や浸潤状況調査等に関する事項
- ・周囲の農家への情報提供や風評被害防止に関する事項
- ・経営再開に向けた支援に関する事項

(2) 更に、県は、既存の畜種別の協議会等を活用して、(1)の県協議会の活動を補完するものとする。

(3) 各家保力が組織する家畜衛生推進協議会で、各地域における家畜伝染病予防の取組状況を共有するとともに、家畜衛生対策の推進について協議する。

(4) 中国各県は、中国知事会の下で締結した「中国地方5県における家畜防疫対策の広域連携に関する協定」に基づき、次の事項について連携して実施する。

##### ① 平常時の実施事項

- ・農場データ、消毒ポイントの設置場所、防疫資材の備蓄状況等の情報共有

##### ② 家畜伝染病発生時の実施事項

- ・家畜伝染病発生疑い段階での情報提供
- ・防疫資材の融通
- ・家畜防疫員の派遣

(5) 中国四国ブロックや全国の家畜衛生主任者会議で、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止に係る情報の入手と共有を図る。

## 2 協議会等の設置（予定）状況

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
島根県家畜衛生連絡協議会	県農畜産課 県鳥獣対策室 島根県農業協同組合 島根県農業共済組合 島根県食肉公社 各市町村主務課 島根県獣医師会 島根県配合飼料価格安定基金協会 島根県畜産振興協会 島根県猟友会 島根県森林組合連合会 島根県養鶏協会 島根県養豚クラスタ協議会	令和3年度	県農畜産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理基準の遵守に関する事項</li> <li>・飼養衛生管理者に向けた研修会に関する事項</li> <li>・埋却地等の確保に関する事項</li> <li>・野生動物における疾病の浸潤状況調査及びまん延防止対策に関する事項</li> <li>・慢性疾病対策に関する事項</li> </ul> ※ 必要に応じて協議する対象疾病ごとに構成員の参集範囲を選定 ※ R2年度まで設置していた、「養鶏関係機関防疫対策会議」、「島根県豚コレラ等危機管理協議会」を包括
地域自衛防疫取組促進対策協議会	島根県畜産振興協会 島根県獣医師会 島根県農業協同組合 島根県農業共済組合 県農畜産課 各家保	設置済み	島根県畜産振興協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理基準の普及啓発に関する事項</li> <li>・防疫演習の実施に関する事項</li> <li>・適切なワクチン接種の推進に関する事項</li> <li>・慢性疾病対策に関する事項</li> </ul>
各地域家畜衛生推進協議会	管轄家保 管内市町村 島根県農業協同組合 管内地区本部 島根県農業共済組合 管内支所 家畜の所有者及び生産者団体	設置済み	管轄家保  ※県内4家保および1支所の地域ごとに設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理基準の遵守に関する事項</li> <li>・飼養衛生管理者に向けた研修会に関する事項</li> <li>・埋却地等の確保に関する事項</li> <li>・各種重要疾病（AI,CSF等）対策に関する事項</li> <li>・慢性疾病対策に関する事項</li> </ul>
中国5県家畜防疫対策広域連携協定会議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	設置済み	幹事県持ち回り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農場データ、消毒ポイントの設置場所、防疫資材の備蓄状況等の情報共有</li> <li>・家畜伝染病発生疑い段階での情報提供</li> <li>・防疫資材の融通</li> <li>・家畜防疫員の派遣</li> </ul>

中国四国 ブロック 家畜衛生 主任者会 議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	設置済み	担当県持ち 回り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養衛生管理基準の遵守に関する事項</li> <li>・各種重要疾病（AI,CSF 等）対策に関する事項</li> <li>・野生動物対策に関する事項</li> <li>・防疫演習に関する事項</li> <li>・慢性疾病対策に関する事項</li> </ul>
-----------------------------------	-------------------------------------	------	-------------	--

## II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

- (1) 特定家畜伝染病が家畜において発生し、または野生動物で確認された場合には、国の指示の下、適切にサーベイランスを実施するとともに、当該伝染病の発生・確認に伴い設定される制限区域内の家畜の飼養農場を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について速やかに緊急点検を実施する。
- (2) その際、飼養衛生管理基準のうち、特に「衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、法第 34 条の 2 に基づき緊急の勧告又は命令を行う。
- (3) また、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合に家保への早期通報が確実に行われるよう、疾病別の特定症状や管轄家保への連絡方法等を研修会や農家の立入検査を通じて周知に努める。

## III 畜産農場以外の場所への対応に関する方針

- (1) 法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務があることから、畜産農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、本計画に基づき、計画的に指導を行う。
- (2) その際、それぞれの飼養形態の特徴、人や野生動物との接触の機会を考慮して、衛生管理区域を設定し、重点的に消毒行うポイントなど、飼養衛生管理上の留意点を明示して指導する。  
 また、動物公園を対象に指導を行う場合には、関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、連携して実施する。

(参考1) 令和3年度 サーベイランススケジュール

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	発生予防	<p>1 出雲市（旧出雲市の区域に限る。）、益田市（旧益田市の区域に限る。）、安来市（旧安来市の区域に限る。）、飯南町（旧頓原町の区域に限る。）、邑南町</p> <p>2 出雲市（旧出雲市の区域に限る。）、飯南町（旧頓原町の区域に限る。）、邑南町、知夫村</p> <p>3から6まで 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する区域</p>	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、家畜保健衛生所長が指定する日</p>	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雌牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後24か月を経過した雄牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>4 1から3までの牛と同一施設内で飼育している生後24か月を経過した牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>5 発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜保健衛生所長が必要と認める牛</p> <p>6 家畜保健衛生所長が必要と認める家畜</p>	スクリーニング法又はリアルタイムPCR法による検査とし、必要に応じてヨーニン検査、エライザ法による検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。
	牛海綿状脳症	発生状況及び動向把握	県下全域	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成14年農林水産省令第58号）第4条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法



	結核	発生予察	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ツベルクリン皮内注射法
	ブルセラ症	発生予察	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	ブルセラ急速凝集反応法による検査とし、必要に応じてエライザ法とする。
	アカバネ病	発生予察	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査
	チュウザン病	発生予察	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査
	アイノウイルス感染症	発生予察	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査
めん羊 山羊	伝達性海綿状脳症	発生状況及び動向把握	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認めるめん羊及び山羊	ウエスタンブロット法
豚	豚熱	発生予察	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査及び抗原検査

	アフリカ豚熱	発生予察	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	抗原検査
	オーエスキー病	発生予防	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査
	豚繁殖・呼吸障害症候群	発生予防	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査
	流行性脳炎	発生予防	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	血清学的検査
家きん	ニューカッスル病	発生予防	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査 又は血清学的検査
	高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	発生予察	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん	ウイルス分離検査 又は血清学的検査
蜜蜂	腐蛆病	発生予防	県下全域	家畜保健衛生所長が指定する日	転飼をしようとする蜜蜂 県内飼育蜜蜂で家畜防疫員が必要と認めるもの	肉眼的検査又は細菌学的検査

(参考2) 令和3年度 優先事項等

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項	優先的に指導等を実施する地域	理由	主な時期
牛、めん羊及び山羊	①家畜の所有者の責務	県内全域	家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止において、基本となる取組事項であるため。	4～10月
	②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		農場の衛生管理における基本的事項であるため。	
	③衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒		外部から農場への病原体侵入を防ぐために重要な取組事項であるため。	
	④衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用		外部から農場への病原体侵入を防ぐために重要な取組事項であるため。	
豚及びいのしし	①家畜の所有者の責務	浜田市 江津市 飯南町	家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止において、基本となる取組事項であるため。	4～10月
	②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		農場の衛生管理における基本的事項であるため。	
	③衛生管理区域への野生動物の侵入防止		国内における豚熱の発生要因として、いのししや鼠等の小型野生動物が病原体を農場内に持ち込むことが考えられ、豚熱対策に最も重要な事項の一つであるため	
	④野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕			
鶏及びその他の家さん	①家畜の所有者の責務	県内全域	家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延の防止において、基本となる取組事項であるため。	9～11月
	②飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		農場の衛生管理における基本的事項であるため。	
	③野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕		国内における鳥インフルエンザの発生要因として、野鳥や鼠等の小型野生動物が病原体を農場内に持ち込むことが考えられ、鳥インフルエンザ対策に最も重要な事項の一つであるため。	

(参考3) 令和3年度の指導年間スケジュール

